

## 鴻巣市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、鴻巣市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民等の安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、鴻巣市及び近隣住民等に対して事業計画の内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力10キロワット以上の太陽光発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置する等、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの太陽光発電施設とみなす）をいう。ただし、次のいずれかに掲げるものを除く。
  - ア 建築物に該当するもの
  - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者又は発電施設の譲渡、承継を受ける者をいう。

(5) 近隣住民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者

イ 事業区域に存する自治会等の代表者

(対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、鴻巣市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4条 設置者は、設置する発電施設が別紙1「太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧」に掲げる法規制に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別紙2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5条 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容（施設概要、設置工事計画、維持管理計画、認定期間後の施設の方針等）や設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望、意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、鴻巣市太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に別紙3「添付資料」に掲げる資料を添えて、市長に提出

しなければならない。

- 3 前項の届出を行った設置者は、発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡、承継若しくは廃止しようとするときは、変更又は譲渡、承継若しくは廃止する日の30日前までに、鴻巣市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第6条 設置者は、発電施設を設置するときに次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）計画の段階において近隣住民等に周知を図り、近隣住民等との協調を保つこと。
- （2）太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
- （3）雨水等による土砂、汚泥等の流出や水害及び台風等の強風に対する災害防止対策を講じ、災害発生時等には、発電施設外への影響を最小限に留めるよう適切に対応すること。
- （4）既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- （5）災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置し、災害発生時等には、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- （6）事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分配慮すること。

- (7) 感電等の事故防止及びパワーコンディショナー等からの騒音、振動等やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないように、フェンス等の設置、敷地境界からの後退及び植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。
- (8) 発電施設に起因して発生した苦情等に対して、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達、手配すること。
- (10) 発電施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺的生活環境等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- (11) 事業を承継する場合は、管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第7条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(補則)

第8条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

## 附則

- 1 このガイドラインは、令和5年4月1日から施行し、令和5年10月1日以後に着工する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5条に掲げる措置を講じるものとする。